



走行中、運転室を離れた 事態に関する緊急申し入れ!

5月16日、ひかり633号の運転士が、走行中に生理現象が発生したため、車掌長を運転室に呼んでトイレに行き、3分間運転室を離れる事態が発生しました。

会社は「運転士らの処分について厳正に対処する」と言っています。

赤羽国土交通大臣は、体調不良の際は躊躇なく列車を止めることを徹底したうえで、運転室に簡易トイレを置くことや、運転免許を持った車掌が乗務している列車を増やすなど、運転士が体調不良の際のリスク管理方法について、具体的に検討したうえで速やかに報告するようにJR東海に求めました。

会社は、当該運転士と車掌長を乗務から外し「処分」ありきの対応をしています。このような会社の責任追及よりも、発生した事象の原因の究明を行い、再発防止となる対応を行うべきです。

地本は、今回の事象と会社の対応に対して、緊急に以下の申し入れをしました。

**東海労は乗務員が安心して働ける
労働条件を最優先に考えて闘います!!**

J R 東海労働組合関西地「申」第 35 号

2021年5月31日

東海旅客鉄道株式会社
新幹線鉄道事業本部関西支社
支社長 畑田 整吾 殿

J R 東海労働組合新幹線関西地方本部
執行委員長 小林 國博

「5月16日のひかり633Aの事態」に関する緊急申し入れ

5月16日、ひかり633号の運転士が、走行中に生理現象が発生したため、車掌長を運転台に呼び、3分間運転室を離れる事態が発生した。

報道によると、会社は「運転士らの処分について厳正に対処する」と言っているようであるが、このような厳罰主義とともとれる対応は到底認められない。

よって、下記の通り申し入れるので、早急に団体交渉の場を設定すること。

記

1. 今回の事態の経過と今後の対策について、詳細を明らかにすること。
2. 心身異常を自覚したときは運転士の判断で列車を停止させ、指令には事後報告とすること。
3. トイレに行くことを指令に報告した場合、乗務後の事情聴取は行わないこと。
4. 関係者への日勤教育を直ちにやめ、処分は行わないこと。
5. 今後は、新幹線動力車操縦者運転免許証を持った乗務員を必ず1名以上を車掌として乗務させることを基本にした車掌3名体制とすること。
6. 前記のためにも、運転士要員を確保するために、54歳以降の原則出向をやめること。

以上